



## 静岡県立総合病院の物品調達に係る入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告する。

平成24年1月27日

静岡県立総合病院  
院長 神原 啓文

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

総病総第1-41号

(2) 件名

汎用超音波画像診断装置（携帯型）の購入

(3) 購入物品及び数量

汎用超音波画像診断装置（携帯型） 1式

(4) 購入物品の特質等

詳細は仕様書による。

(5) 納入期限

平成24年3月21日（水）

(6) 納入場所および実施場所

静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院内の院長が指定する場所

#### 2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条1項、3項及び4項の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務、物品購入等のいずれかの入札参加資格を有している者又は新たに資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 医療機器修理業の許可を受けていること。

(4) 静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成24年1月27日（金）から平成24年2月3日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所・担当部署

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院総務課物流係

電話番号 054-247-6111 (内線2215)

FAX番号 054-247-6140

(3) 配布方法

上記3の(2)に掲げる機関で無料にて配布する。

4 入札参加申込書及び添付書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書の示す方法により入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

平成24年1月27日(金)から平成24年2月3日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院総務課物流係

電話番号 054-247-6111 (内線2215)

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成24年2月8日(水) 午前11時10分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院本館2階研修室

(3) 入札方法

総価による。電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要書類を上記4の(1)の期間中に提出しなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者の決定については、仕様書に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であっ

て、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 資格審査

地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条2項において静岡県入札参加資格登録を得ている事を入札参加資格としている。静岡県入札参加資格を有しない入札参加希望者は、静岡県所定の競争入札参加資格審査申請書を下記へ提出すること。

提出先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課経理班 電話番号 054-221-2129

6 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記3の(2)に掲げる機関とする。